

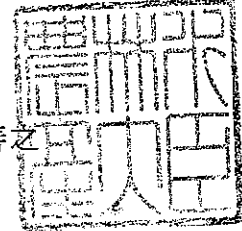


16消安第3230号
平成16年7月16日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

農林水産大臣 亀井 善之



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる普通肥料の公定規格の設定又は変更をすること。

- 1 「鉍さいりん酸肥料」の公定規格の設定
- 2 「腐植^{ふしょくさん}酸^びりん肥」の公定規格の変更

普通肥料の公定規格の設定又は変更に当たり意見を聴取する肥料の概要

肥料の種類	鉍さいりん酸肥料	腐植酸りん肥
申請者	川鉄鉍業（株）	小野田化学工業（株）
施用方法	りん酸及びけい酸等の肥料成分の植物への供給並びに土壌酸度の矯正を目的として施用。	りん酸、マンガン及びほう素等の肥料成分の植物への供給を目的として施用。
特徴	製鋼の脱りん工程で生ずる鉍さい（スラグ）について、りん酸等の肥料効果が確認されたことから、新たなりん酸質肥料として公定規格を設定。	既に公定規格が設定されている「腐植酸りん肥」に使用できる原料として、新たにマンガン含有物及びほう酸塩を追加することとする公定規格の変更。
成分	肥料成分の含有量及びその効果並びに有害成分の含有量は、既に公定規格の定めがあるりん酸質肥料等と同等である。	肥料成分の含有量及びその効果並びに有害成分の含有量は、既に公定規格の定めがあるりん酸質肥料等と同等である。
公定規格の設定又は変更の案	別表1のとおり設定	別表2のとおり変更

【別表1】

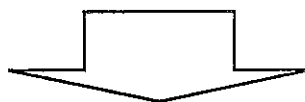
(新規設定)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
鉍さいりん酸肥料 (製鋼鉍さいをいう。)	一 く溶性りん酸 3.0 アルカリ分 20.0 可溶性けい酸 10.0 二 く溶性りん酸、アルカリ分及び可溶性けい酸のほか、く溶性苦土又はく溶性マンガンを保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 1.0 く溶性マンガンについては 1.0	く溶性りん酸の含有率1.0%につき カドミウム 0.00015 ニッケル 0.01 クロム 0.1	4ミリメートルの網ふるいを全通すること。

【別表2】

(現行)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
腐植酸りん肥 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石又は塩基性のマグネシウム含有物及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、く溶性マンガン又はく溶性ほう素を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 3.0 く溶性マンガンについては 0.10 く溶性ほう素については 0.05	く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.001 カドミウム 0.00015	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもののうち、3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。)は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。



(改正後)

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量 (%)	含有を許される有害成分の最大量 (%)	その他の制限事項
腐植酸りん肥 (石炭又は亜炭を硝酸で分解し、熔成りん肥、焼成りん肥、りん鉱石、塩基性のマグネシウム若しくはマンガン含有物又はほう酸塩及び硫酸又はりん酸を加えたものをいう。)	一 く溶性りん酸 15.0 水溶性りん酸 1.0 二 く溶性りん酸及び水溶性りん酸のほか、く溶性苦土、 <u>水溶性苦土</u> 、く溶性マンガン、 <u>水溶性マンガン</u> 、く溶性ほう素又は <u>水溶性ほう素</u> を保証するものにあつては、一に掲げるもののほか く溶性苦土については 3.0 <u>水溶性苦土</u> については 1.0 く溶性マンガンについては 0.10 <u>水溶性マンガン</u> については 0.10 く溶性ほう素については 0.05 <u>水溶性ほう素</u> については 0.05	く溶性りん酸の含有率1.0%につき ひ素 0.002 亜硝酸 0.001 カドミウム 0.00015 <u>ニッケル</u> 0.01 <u>クロム</u> 0.1	石炭又は亜炭を硝酸で分解したもののうち、3.5%の塩酸に溶けないもののうち、1%の水酸化ナトリウム液に溶けるものを乾物当たり70%以上含有するものに限る。)は、乾物として15%以上30%以下を使用すること。